

(PDF版・2の2)『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十二節 教会の委託——二 教義学の問題としての純粋な教え」

(文責・豊田忠義)

「二十二節 教会の委託——二 教義学の問題としての純粋な教え」 (44-56頁)

「二 教義学の問題としての純粋な教え」

われわれが、起源的な第一の形態の「神の言葉の権威と自由について〔すなわち「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」について、具体的にはそのイエス・キリストの権威と自由とによって賦与され装備された第二の形態の神の言葉である「聖書の権威と自由」について〕、また〔「教会に宣教〔説教と聖礼典〕を義務づけている」その「聖書の権威と自由に基礎づけられ限界づけられている間接的・相対的・形式的な」第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕**教会の権威**〔人間的な教育的権威〕と**自由について確かめたすべてのこと**は、「**キリスト教的説教の中での神の言葉と人間の言葉の関係についてのわれわれの基本的理解**」は、キリスト復活から復活されたキリストの再臨（終末、「完成」）までの聖霊の時代、中間時に現存する「**キリスト教的説教の本質、秩序、課題**」を、「**キリスト教的説教が**〔イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性も賦与され装備された預言者および使徒たちのその最初の直接的な第一の「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」（「啓示ないし和解」の「概念の实在」）である聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした（聖書を媒介・反復することを通した）〕**純粋な教えであるべきであると定義すべく……われわれを強いる**」。言い換えれば、そのことは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動、その〈総体的構造〉の中における客観的な「存在的なく必然性」と主観的な「認識的なく必然性」を前提条件とした（すなわち神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」と、その「啓示の出来事」中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいた）ところの、主観的な「認識的なくラチオ性」（徹頭徹尾聖霊と同一ではないが、聖霊によって更新された人間の理性性）を包括した客観的な「存在的なくラチオ性」——すなわち、聖霊自身の業である「啓示されてあること」、換言すれば三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」その

ものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉〔区別を包括した同一性〕」において現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、それに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」（通俗的な意味での「隣人愛」ではなくて、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請——すなわち、全世界としての教会自身と世のすべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝え）という連関と循環において、**徹頭徹尾イエス・キリストをのみ主・頭とする**イエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くべきであるということである。したがって、「そのことはまた、人間的な〈作業〉の意味深い目標設定としても理解されることができる」。しかし、そのことは、人間的なそれである限り、「人は、その目標設定について」、「知ること」も「知らないでいることもできる」し、「努力すること」も「努力しないでいることもできる」し、「よりよく知ること」も「もっと悪く知ることでもできる」し、「よりよく取り組むこと」も「もっと悪く取り組むこともできる」。前述したように、「**まさに神の言葉が現臨し自主的に活動するであろうという約束**〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「聖書への絶対的信頼に基づいた」ところの、まさに起源的な第一の形態の神の言葉自身が、その言葉自身の出来事の自己運動を持っているであろうという約束〕を通して要求された純粋な教えという規準概念こそが、キリスト教的説教を、……具体的な人間的行為の内容として特徴づける」。すなわち、それこそが、「国家および社会の中で人間によってなされている」様々な人間的な行為から区別された「相対的な自主独立性の中で……自分を区別する具体的な人間的な行為の内容であるとして特徴づける」。「この目標設定は、**<キリスト教的説教>**〔言葉〕の行為の目標設定であり、**<ただ>**キリスト教的説教〔言葉〕という行為<だけ>の目標設定である」。

そのような訳で、例えば、私も一キリスト信者として所属しているところの、先ず以て前述した「純粋な教え」という問題を聖書を媒介・反復することを通して明確に提起しないままに、それから一部国家支配上層の意思によって動員できる巨大で強力な軍事組織（国軍）を持つ戦争の元凶である民族国家の問題を明確に提起しないままに、世界が経済の世界性と戦争の元凶である民族国家の一国性を単位として動いているという

ことを認識し自覚しないままに、前回述べた革命の過渡的課題と究極的課題を明確に提起しないままに、それ故に観念の共同性を本質とする国家の法制的中枢の憲法を研究する「<憲法>学者」だけの意見に依拠し（そしてそれから、それに聖書の言葉を付け加えた）日本基督教団指導層が起草した「平和を求める祈り」は、人間存在の総体性にとって部分に過ぎない、第一義化・価値化された観念の共同性を本質とする法的政策的な<国家共同性の言語>の枠組みに取り込まれたところの、そして人間存在の総体性にとって部分に過ぎない、第一義化・価値化された観念の共同性を本質とする法的政策的な<国家共同性の言語>を全体化したところの、全くの誤解と誤謬に基づいているものである。言い換えれば、それを起草した人たちはそのことを認識し自覚していないとしても、日本基督教団指導層が起草したそれは、客観的には、<現実的な>社会を第一義・価値とするのではなく、まさに<観念の共同性>を本質とする国家を第一義・価値とする国家主義的なそれに過ぎないものなのである、ちょうど現存する自由主義国家であれ、法的政治的な近代国家であれ、議会制民主主義であれ、修正資本主義であれ、新自由主義であれ、それらはすべて、客観的には、まさに国家を第一義・価値とする国家主義的なそれであるように、またちょうど権威としての天皇と権力としての国家という国体を主張するキリスト教的著述家の佐藤優の主張が国家主義的なそれに過ぎないものであるように、またちょうど靖国参拝推進論者であるキリスト教的著述家の富岡幸一郎の主張が国家主義的なそれに過ぎないものであるように。

最初の段落で述べたことでもって、「われわれは、キリスト教的説教の実現に関して」、「純粋な教え」は、「決定的に人間的な目標設定、作業、努力の事柄である、と言っているのではないし、いかなる意味においても言いはしない……」。何故ならば、「純粋な教えという規準概念」は、「換言すれば徹頭徹尾〔聖書を媒介・反復することを通して〕神の言葉を仲介しようと尽力する人間の言葉という規準概念」は、「ただ神ご自身が、〔「教会に宣教を義務づけている」ところの、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあつての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す第三の形態の神の言葉である〕**教会の宣教の中で、み言葉を語り給うということに基づいてだけ……立てられることができる**」からである。したがって、「キリスト教的説教が、その意味で純粋な教えで<ある>ということが実現されるとするならば、その時には、それは、人間的な業績や功績ではなく」、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の恵みであるであらう」。したがってまた、「純粋な教えの方向に添つての最も真

面目な努力と業績に対しても、もしも神がそれに対して承認し給うならば、そのことは常に神の自由な恵みである」。そのような意味において、「実に最高に不純な教えとして」、それ故に「疎遠な要素によって曇らされ、損なわれた媒介だとして判断しなければならないような説教に対しても、承認してはならない・承認することができないであろうと言った事情ではない」。何故ならば、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における思惟と語りと行動が、「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないかということは、神ご自身の決定事項であって、われわれ人間の決定事項ではない」からである。このような訳で、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身」はその「啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉を持っており、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動を持っているのであるから、第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会は、（自分がそれをもって神の言葉に奉仕しようと試みる）その言葉のすべての不純さをもってしても、その神の言葉の恵みの力に対し妨害し、限界をひくことはできないということでもって慰めを与えられなければならないであろう」。「神の恵みは、決して魔術ではない。それは、〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉に〈奉仕する〉よう要求され、この奉仕に対して用意ができている……そのような教会に対して約束されている〔聖書を媒介・反復することを通した第三の形態の神の言葉としての、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指す教会に対して約束されている〕」。このことについて、われわれが「なすべく義務を負っているすべてをなしおえた後で、わたしたちは無益な僕ですと言うべきである〔すなわち、われわれは、聖書を媒介・反復することを通した第三の形態の神の言葉に属する者として、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指すことをなしおえた後で、わたしたちは無益な僕ですと言うべきである〕」。したがって、「神の言葉の恵みの力」からして、「それでは、われわれは……怠惰な僕であってもよいという結論を、引き出したい」と思ったり・引き出すことをしたならば、その者は、明らかに神の言葉の恵みに対し信頼を寄せていないであろう。「神の言葉の恵みに対して信頼を寄せる者」は、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の法則のもとに立っている」が故に、そのことを認識させられ自覚させられているが故に、起源的な第一の形態の「神の言葉を、無理やりに導き入れようとする僭越行為や神の言葉の現臨をあたかも自分がなしとげた成果であるかのように見ようとする曖昧さなしに」、その言葉自身

の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉への奉仕の中で遂行されるべきキリスト教的説教の純粹さに対して〔絶えず繰り返し、聖書を媒介・反復することを通して〕気を配り、熱心に努力するであろう」。「教えの純粹さが、ただその教えを通して彼が教会へと、したがって奉仕へと召された恵みによってのみ、またそのような人間的行為の目標設定、彼の作業と努力の対象であるとしても、もしも彼が〔聖書を媒介・反復することを通じた第三の形態の神の言葉である〕教会以外の場所に、したがって奉仕以外の場所に、自分の身を置き、……教えの純粹さと取り組んでの熱心さや気の配りなしで済まそうとするならば、彼は、結局その同じ恵みから身を引いてしまうことになるであろう」。

「ここで、われわれは、〔聖書を媒介・反復することを通じた第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会〕＜教義学＞の課題が新しくわれわれの視野の中に入って来る点にきている」。「＜教義学＞は、具体的ニハ、教会の教えの純粹さと取り組んでの教会の作業と努力である」。

「人は、ここで、……それとしての＜神学＞全体について、したがって聖書神学〔積義神学〕、〔教会〕教義学、実践神学の単一性〔区別・差異を包括した単一性〕について語る事ができるであろう」。その「単一性の中には、原理的に、いかなる優位性も存在しないとしても、……聖なる三位一体〔内在的本質である「失われない単一性」と、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方〕の中で事情がそうであるように、〔その差異性・区別性における〕具体的な中央があるのであり、……まさに教義学こそがその中央を形造っている」。言い換えれば、「聖書神学〔積義神学〕においては教会の宣教の＜基礎づけ＞が問われ、実践神学においては教会の宣教の＜形式＞が問われ」、〔教会〕教義学においては、一方から他方に向かつての移り行きの中で、教会の宣教の＜内容＞が問われる限り、換言すれば〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の宣教の内容と〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞〕において現存している〕聖書に証されている啓示の内容との一致が問われる限り、まさに教義学こそが、そこでの中央を形造っている」、それ故に第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての神学は、その全体性（差異性・区別性を包括した「単一性」）において構成される。「〔教会〕教義学〔＜第三の形態＞の神の言葉である教会における、キリスト教の宣教は＜何＞について語らなければならないのか、「聖書ノ内容」を問うそれ〕は、積義神学〔聖書神学、＜第三の形態＞の神の言葉である教会における、キリスト教の宣教は「＜どこから＞語らなければならないのか」、「聖書ノ意味」を問うそれ〕と実践神学〔＜第三の形態＞の神の言葉である全く人間的な教会における、キリスト教の宣教は「＜どのように＞語らなければならないのか」、「聖書ノ使用」を問うそれ〕の中央のところで、〔すなわち〕積義神学から実践神学への

移り行きの中でだけ存在する」。 「これら三つの神学的課題」は、「聖書解釈の過程」が、「聖書<説明の行為>から」——すなわち、「聖書説明における<観察の行為>から」、換言すれば文学的・歴史的観察だけでなく、徹頭徹尾聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とすることを堅持する「<観察の行為>から」、「<思索の行為>という橋を通過して」——すなわち、あくまでも第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一性〕」において現存している先行する聖書に後続して「<思索する行為>という橋を通過して」、「<適用・同化の行為>〔「<適用・同化する働きの行為>〕」へと移って行かなければならない」ということを示している——すなわち、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行く行為へと移って行かなければならないということを示している。「まさにその思索に、教会に対して宣教するよにとの委託と共に、釈義神学〔聖書神学〕および実践神学と並んで課せられている神学的課題として、<教義学>が対応しているのである」。第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的能としての「〔教会〕教義学は、決して信仰と、その認識のより高い段階を意味しない」。何故ならば、「最も単純な福音の宣教も、それが神のみ心である時には〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的な「存在的な<必然性>」と主観的な「認識的な<必然性>」を前提条件とした主観的な「認識的な<ラチオ性>」を包括した客観的な「存在的な<ラチオ性>」に基づいたものである時には〕、最も制限されない意味で、真理の宣べ伝えであることができるし、最も単純な聞き手に対しても、この真理を完全な効力をもって、伝えてゆくことができる」からである。したがって、それが誰であれ、「教義学者は、信仰者としても、知識を持つ者としても、神がここでなし給うことに関しては、教会の誰か一人の会員よりも、よりよい状況にあるわけではない」。「教義学者とは、ただ単に教義学を専攻する大学教員〔や神学を修得した牧師〕や〔誤謬にメディア的な「普遍性や組織性の後光をかぶせて語る」〕キリスト教的著述家だけのことではなく、広く一般に、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して〕今日および昨日の教義学的問いによって突き当てられ動かされる者たちのことである」。このような訳で、あの「初めの問いから終りの問いへと移る移り行きの中で、明らかに本来的に危機的な問いとして、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会における〕キリスト教の宣教の<何>、<内容>を問う問いが問われてくるのである〔あの、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」（全世界としての教会自身と世のすべての人々が、純粋な教えとしての

キリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝え」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す教義学的な問いが問われてくるのである]」。第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした（聖書を媒介・反復することを通して）第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会は、＜何＞を宣教しなければならぬかについてまだ何も知らないかのように、教会に委託された奉仕を正しく果たすべき課題と取り組んで努力するのである〔純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音の内容をまだ何も知らないかのように、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、あの純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す課題と取り組んで努力するのである]」。第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会は、この何〔内容——＜純粋な教え＞としてのキリストにあっての神、キリストの福音の内容〕を、ただ聖書からしてしか教えられないということを知ることなし、どうして問うことができるであろうか〔すなわち、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちのその最初の直接的な第一の「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」、「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書からしてしか教えられないということを知ることなし、どうして問うことができるであろうか]」。

そのような訳で、「教会に委託された奉仕を正しく果たすべき課題」を念頭に置いた、「〔教会〕＜教義＞学に対して＜積義＞学〔積義神学、聖書神学〕がただ単に先行するというだけでなく、まさに内在することなしに、どうして教義学が存在するであろうか。……教義学に対して＜実践＞神学が、同様にただ単に後に続くというだけでなく、まさに内在することなしに、どうして教義学が存在するであろうか」。第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての教会教義学は、積義神学と実践神学とを包括したそれとしてこそ教会教義学である。「われわれは、……＜ただ神の言葉の恵みだけ＞が、教会の、そしてまたその奉仕の、よい、あるいは悪い实在について決定するということを思い出すことにしよ

う」。何故ならば、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における思惟と語りと行動が、「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないか」ということは、神ご自身の決定事項であって、われわれ人間の決定事項ではない」からであり、それ故にそれは、「『主よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人間的態度〔「祈り」の態度〕に対し神が応じて下さる〔あくまでも神のその都度の自由な恵みの神的決断による「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立している」からである。

われわれは、「先ず、〔教会〕教義学においては、〈作業〉の遂行が問題であることを強調する」。「キリスト教的説教の人間的な言葉が純粋な教えであるということ」が、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の恵みを通して……現実のこととなる時」、「そのことは、状態の中で現実のことではなくて」、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性における「信仰の服従の行為として、〔キリスト復活から復活されたキリストの再臨、終末、「完成」までの聖霊の時代、中間時、終末論的限界の下でのその途上性において存在する〕教会の中で働く〔あくまでも神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高擧されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である〕聖霊の行為として現実のことである」。第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした（聖書を媒介・反復することを通じた）第三の形態の神の言葉である教会における「純粋な教え〔言葉〕は、行為である。それは、事柄ではない、また思想のあるいは言葉の事柄でもない。したがって、それは、存在しているある一つのテキストと同一ではない、特定の神学的な定式を表現したテキストと同一ではないし、特定の神学的な体系のテキストとも同一ではない、また教会の信仰告白のテキストと同一ではないし、聖書のテキストとも同一ではない」。「純粋な教え〔言葉〕は、〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の神の言葉に基づく〕出来事である」。

われわれは、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉としての啓示」は、「言葉の受肉〔その内在的本質である神性の受肉ではなく、その「外に向かって」の外在的な第二の存在の仕方における言葉の受肉、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの名」、客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」〕と聖霊の注ぎ〔その「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」〕の行為の単一性〔区別を包括した単一性〕であるということを見た」（「言葉を与える主は、同時に信仰を与える主である」ということを見た）。また、その第一の形態の神の言葉であるイエス・キリ

スト自身を起源とする第二の形態の「神の言葉としての聖書は、預言者および使徒たちに語りかけ給う神の語りと、彼らを通して〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である〕教会に語りかけ給う神の行為の単一性〔区別を包括した単一性〕であるということを見た」。「そのように、〔第三の形態の神の言葉である〕教会の宣教は、聞く教会および語る教会の生の中でなされる行為の単一性〔区別を包括した単一性〕としての神の言葉であるということを見た〔そのように、教会の宣教は、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返す、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す生の中でなされる行為の単一性としての神の言葉であるということを見た〕」、換言すれば聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）の現存について見た。しかし、「特にはっきりとした形で、……十七世紀の古プロテスタント主義は、考慮に入れられるべき行為の単一性〔区別を包括した単一性〕を解消させてしまい、神人協力主義的に、一方において客観的に与えられている神的な事実と、他方において主観的に人間が受け取り・自分のものとして行く働きを考慮に入れるという過ちに陥ったのである」、包括的に言えば自然的な信仰・神学・教会の宣教の過ちに陥ったのである。このような訳で、「古プロテスタント主義にとっては、特に聖書は靈感を受けた文字となり、それからまた純粋な教えは教会の宣教の規準〔・原理・標準〕概念として文字となったのである。まさにそれと共に、古プロテスタント主義は、〔「もともと神人協力主義と軽はずみに関わり合うべきものではない」にも拘らず、〕神の言葉の權威と自由」を、「結局あれらの文字の形態の中で、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の人間が〕神の言葉をく持っている」と考え、そのような考えの中で〔人間の自由な自己意識・理性・思惟の類的機能を駆使して〕首尾一貫した論理の道筋を通ってますます神の言葉をく自由に処理することへと向かって移行して行った者たちの最高の人間的な權威と自由に変えて行くということに対して準備したのである」。

「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（イエス・キリスト自身

によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され  
装備された預言者および使徒たちのその最初の直接的な第一の「イエス・キリストに  
ついての言葉、証言、宣教、説教」)としての第二の形態の神の言葉である「啓示と  
の〈間接的同一性〉」において現存している聖書を自らの思惟と語りと行動にける原  
理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の〈  
客観的な〉信仰告白および教義 (Credo) としての「**教会の宣教に対して与えられた約  
束の成就としての純粋な教え**」は、「**神の言葉の恵みの出来事**〔神のその都度の自由  
な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」と、そ  
の「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」  
による「信仰の出来事」に基づいて与えられる信仰の認識としての神認識、啓示認  
識・啓示信仰、人間的な主観に実現された神の恵みの出来事〕、**そしてその恵みを通し  
て造り出された信仰の服従の出来事である**〔その「啓示と信仰の出来事」を前提条件  
としたところの、徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性  
性とそれ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一  
の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の  
関係と構造 (秩序性) に根拠づけられたところの、聖書に対する他律的服従とそのこ  
とへの決断と態度という自律的服従との全体性における信仰の服従の出来事であ  
る〕」。「それは、ただ教会に対して与えられ、教会がそれを受け取るべくあろ  
う」ことによって、教会に対して与えられてくいる神の賜物である。「**ここでも  
また、……その中で聖霊の实在が**、〔「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨であ  
る」神と人間との無限の質的差異を固守するという〈方式〉の下で、徹頭徹尾人間精  
神、人間理性とは同一化できない〕**〈神的〉实在として尊重され受け取られる聖霊**  
〔「信仰の出来事」を生起させるところの、客観的なイエス・キリストにおける「啓  
示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」〕を願  
い求める祈りから切り離して抽象してしまうことはできない」。バルトは、次のよう  
に述べている——「聖霊は、人間精神と同一ではない」、「人間が聖霊を受けること  
を許され、持つことが許される場合、(中略) そのことによって、決して聖霊が人間  
精神の一形態であるなどという誤解が、生じてはならない」、聖霊によって更新され  
た人間の理性性も徹頭徹尾聖霊と同一ではない (『教義学要綱』および『バルトとの  
対話』)。「それだからこそ、まさに……純粋な教えは、それが〔第三の形態の神の  
言葉である全く人間的な〕教会の中での人間的な行為の目的規定である限り、よかれ  
あしかれとにかく課題として、人間的作業の対象として理解されなければならない  
い」。このような訳で、「**その教えの純粋さと取り組んでなされる教会の努力として  
の〔教会の宣教における一つの補助的機能としての〕教義学**」は、「**聖書**〔第一の形  
態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である  
聖書〕および**教会の信仰告白のテキスト**、また**教會的な認識として既に与えられてい**

るすべてのことを記載しているテキストと取り組んで丹念に探究することでもって始まることができる〔すなわち、絶えず繰り返し、第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指した教会の〈客観的な〉信仰告白および教義Credoと取り組んで丹念に探究することでもって始まること〕。したがって、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会に属する全く人間的なバルトは、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教の実践の場において、「聖書釈義と絶えず接触を保ちつつ、また教会の古今の注解者・説教家・教師の発言を批判的に比較しつつ、その時々の現在における教会の表現・概念・命題・思惟行程の包括的研究において『教義そのもの』〔〈純粋な教え〉としてのキリストにあっての神、キリストの福音〕を尋ね求めた」のである（『啓示・教会・神学』）。「それ以前に語られた神ご自身の言葉……と自分を関わらせている……時、正しい内容を持っているということであり、われわれ以前の人々によってなされた教義学的作業の成果」は、「根本的には……真理が来るということのしるしである」ところの、そのような「キリストの教に固有な」類としての「教義学のすべての成果〔深化され豊富化された純粋な教え〕」は、「さらに先に作業を進めて行くための流動的な材料として意図され取り上げられ理解されなければならない」。何故ならば、そのような仕方では、先行する神の言葉に後続してさらに深化させ豊富化させた「キリスト教に固有な」類の時間累積を果たすことはできないからである。しかし、先ず以て、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「〔教会〕教義学の成果が……重要なのではない」、「ただその都度の成果を通して表示された、教えの純粋さと取り組んで努力する教会の〈運動〉が重要なのである」、換言すれば教会が、終末論的境界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書を媒介・反復することを通じた、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指して行く「教会の〈運動〉が重要なのである」。

そのような訳で、第三の形態の神の言葉である教会の宣教の一つの補助的機能としての「〔教会〕教義学を教えるということ」は、それぞれの時代において、その時代と現実に強いられるところで、「純粋な教えに向かって努力する教会の作業を取り上げ、引き続いて営み・深め・特定の新しい時代の中で新しい問題と直面しつつ、新しく作業をなして行くということの意味している。それであるからまた、それは、確か

に不可避免的に〔聖書を媒介・反復することを通した〕先行する教義によって教えられ、〔聖書を媒介・反復することを通した〕先行する教義を通して譲り受けた命題、定式、体系を、あるいは新しく形成された命題、定式、体系を知識として受け取れることを意味している」。ここで知識として受け取るということは、「純粋な教えを問う問いと取り組んでの自主独立的な努力である作業そのものに参与することを意味している」。

第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「〔教会〕**教義学の課題**」は、教会の「<宣教の課題>と<同一ではない>」。すなわち、「ここでもあそこでも、純粋な教えが問題であり、具体的ニハ〔教会の〕教義学はまた〔教会の〕宣教であり、〔教会の〕宣教はまた〔教会の〕教義学であることができ、両者は原則的には互いに分離することはできないのであるが」、「しかし両者は、〔「学ぶこと〔聞くこと〕と教えることが区別されるように」〕区別されなければならない。「監督ハタダ単ニ教エルノミナラズ学ブコトモシナケレバナラナイ。ナゼナラバ、確カニ日々学ブコトニヨツテ成長シ、ヨリヨイモノヲ学ビトル者コソガ、ヨリヨイ仕方デ教エルカラデアアル」。

その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の〔第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通した〕**純粋な教え**としての〔第三の形態の神の言葉である〕**教会の宣教**」は、人間の自由な自己意識・理性・思惟の類的機能を駆使した人間的な「**反省的考察をなすことの中で実在となるのではなく**」、その言葉自身の出来事の自己運動に基づいて「**自らを実証する〔自己証明する〕神の言葉の恵みを通して実在となる**」、ちょうど聖霊自身の業（聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）である「啓示されてあること」——すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）が現存しているように。したがって、第三の形態の神の言葉である「**教会の<生>の中で**」、「**教会がなす説教と教育、牧会的配慮、聖礼典の執行、祈願、教会がその肢である成員に課す規律、世に向かっての使信、とりわけ〔第一義化・価値化された〕国家〔共同性〕および社会の力に対してとる態度の中で**」、「**教会が聞く教会として教えなければならないことによって、その教えの純粋さあるいは不純さについて決断が下される**〔終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに<聞き教えられる>ことを通して<教える>という仕方

で、純粋な教えとしてのキリストにあつての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、**イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会**」共同性を目指しているかどうかによって、

その教えの純粹さあるいは不純さについて決断が下される]」。このような訳で、

「〔教会〕教義学は、**教會的なく補助的奉仕**である〔教会の宣教における一つの補助機能である〕」。したがって、「〔教会〕教義学は、ただ単に学問的な領域で作業している神学の事柄だけでなく、原則的に全教会の事柄でなければならない」。したがってまた、「〔教会〕教義学の中で〔聖書を媒介・反復することを通して、その聖書を媒介・反復することを通じた教会の<客観的な>信仰告白および教義を通して〕純粹な教えが尋ね求められるとすれば、その時、確かにそのことはまた、教会の自余の領域の中ででも起こっている」。「<〔教会の〕宣教の課題は〔教会の〕教義学の課題と同一であることはできない>ということ」は、第三の形態の神の言葉である

「教会が、〔教会の宣教における一つの補助的機能としての〕教義学を営むのは、その説教者が、〔教会の宣教において〕語らなければならないことを〔「聖書への絶対的信頼に基づいて」聖書を媒介・反復することを通して〕知るためである」。しかし、そのことは、「説教者が、教義学者として知るべきことを語るためではなく、あくまでも説教者として知るべきこと〔「聖書への絶対的信頼に基づいて」、「会衆」、「特定の場所と時における全く特定の現在の人間の生活」、<非>「聴衆の生活」、「彼らの生活が、〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストの中に根拠と希望を持つこと〕」を語るためである」。

そのような訳で、「説教者の知は、**徹頭徹尾ただ**〔「聖書への絶対的信頼に基づいて」〕**聖書的啓示証言から汲み取られているべきである**」。したがって、「〔教会の〕教義学は、〔教会の宣教における〕説教者に対して、その源泉から純粹な教えを汲み取るべきであるという点で、**教育すべきである**」。しかし、「その場合、その源泉から純粹な教えを汲み取るということ」は、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における<言葉>としての説教の「説教者は、ただの人間であるのだから、自明的なことではなく、それは、彼にとって、祈りの事柄であると同時に、また〔絶えず繰り返し、聖書を媒介・反復することを通して〕それと取り組んで作業して行く〔<行為>の〕**事柄でなければならない**〔終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行為へと向かわなければならない]」。このことを認識し自覚した説教者においては、説教（言葉）だけでなく社会的政治的実践（行為）も必要だと声高に叫ばなくても、それが社会的な事柄であれ政治的な事柄であれ、「かつて語った説教〔すなわち、かつて語った「聖書への絶対的信頼に基づいた」、聖書を媒介・反復することを通して純粹な教えとしてのキリストの福音を尋ね求めた説教の言葉〕の一貫した繰り返り

返しが、（ある状況下において、その状況に抗するそれとして）おのずから〔、自然に、必然的に、〕実践に、決断に、行動になって行く」、「私は……『今日の神学的実存』誌の第一号において……何も新しいことを語ろうとしたのでは……ない。すなわち、われわれは〔キリストにあっての神として〕神と並んで、〔第一義化・価値化された国家共同性、様々な主義、「特定の人種、民族、国民」、特定の利害共同性、人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間自身の意味世界・物語世界・神話世界（存在者）等々〕いかなる神々をも持つことはできないということ、聖書の聖霊は、教会をあらゆる真理へと導くのに十分であること、イエス・キリストの恵みは、われわれの罪の赦しとわれわれの生活の秩序にとって十分であることを語った。但し、私がまさにこのことを語ったのは、それがもはやアカデミックな理論などといった性格にはとどまりえず、むしろ、私がそういうものにしようともせず、また実際にそうしなかったのに、〔「おのずから」、自然に、必然的に、〕それが〔かつて語った言葉が、実践へと、行動へとつれ出し、〕呼びかけ、要求、戦いの標語、信仰告白にならざるをえなかったという状況においてであった」（『カール・バルトの生涯』）。